

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C0806-2	自動実装部品の包装－第2部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling－Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes	この規格は、2本以上のラジアルリード線端子をもつ電子機器用のテープによる包装について規定した規格で、IEC 60286-2:2015を基にしたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度の大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-2において、部品欠落の規定において、製造実態に即して“良品”の判定基準を改定し、また、部品の各寸法の規定を一覧表に集約し規格を理解しやすくなるための規格構成の見直しなどの改訂を2022年に行った。このためこの規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“部品の欠落”の“良品”規定で、より実態に即した内容とするため、“欠落部品が連続3個以下”から“欠落部品が連続3個以下、又は散在した位置に3個以下”に改め、図でも明記する。 ・現行規格で“記号”及び“寸法”の箇条で規定している内容を、“寸法及び具体的な要求事項”として規定するなどの規格構成を改めるとともに、部品・デバイスの各寸法の規定を一覧表としてまとめた規定とする。	—	IEC 60286-2:2022	IDT	第2条の該当号：3(包装の形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項：自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C0806-3	自動実装部品の包装－第3部：表面実装部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling－Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes	この規格は、電子回路に用いるリードなし形又はスタンプリード形の表面実装部品の、自動実装に用いるためのテーピングの要求事項について規定した規格で、IEC 60286-3:2019を基にしたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度が大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-3において、国際市場の実態、また、技術進歩に対応して、極小部品である0201Mの追加、エンボステープ寸法の許容差及びリール穴寸法の変更、リールドライブ穴寸法の追加、JIS C 0806-301に規定の表面実装部品テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を追加するなどの改訂を2022年に行った。このため、JISにおいてもこれらの状況に対応して、この規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”で、用語“部品寸法”の定義を補足説明している“寸法記号の対応一覧表”において、電子部品(コンデンサ、抵抗器)の極小部品である0201M(0.25mm×0.125mm)を追加する。 ・“テーピング包装のための要求寸法”の“タイプ3－送り穴が2列のエンボステープ(公称テープ幅の32 mm～200 mm)”、及び“リールの要求事項”の“リール穴の寸法”において、現行JISの対応国際規格IEC 60286-3:2019と米国電子工業会(EIA)規格EIA-481-F(4 mm Through 200 mm Embossed Carrier Taping and 8 mm & 12 mm Punched Carrier Taping of Surface Mount Components for Automatic Handling)との整合化による結果として、72mmのエンボステープ寸法の許容差、及びリール穴寸法を変更する。また、“リールドライブ穴の寸法”を推奨事項として新たに規定する。 ・テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を、参考として追加する。	—	IEC 60286-3 :2022	IDT	第2条の該当号：3(包装の種類、形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項：自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C2570-1	直熱形NTCサーミスター第1部:品目別通則	Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 1: Generic specification	この規格は、半導体特性をもつ遷移金属酸化物によって作られる直熱型の負温度係数サーミスタの品質評価、また、その他の目的として品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定した規格で、IEC 60539-1:2008を基にしたものである。この規格は、基とした国際規格が、我が国からの提案によって2022年12月に改訂され、“はんだ槽法”の試験規定の追加、初期測定の見直しなどの変更が行われた。このような状況から、我が国の実態に即した提案が国際規格へ反映された内容をJISへも取り込む必要があり、対応国際規格との整合を図ってJISを改正する必要がある。	この規格は、自動車を始めとする電気・電子機器のセンサ素子としても用いられているサーミスタの規格であり、対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“ウェーブソルダリング試験方法”において、試験に用いるはんだ合金及びフラックスが明確になっていなかったため、JIS C 60068-2-20及びJIS C 60068-2-58で規定されている、はんだ付け試験方法ははんだ合金及びフラックスの規定を新たに追加する。 ・“固着性(表面実装形NTCサーミスタ)の試験”において、試験を実施するために必要な「初期測定」がなかったため、「初期測定」の規定を追加する。	—	IEC 60539-1:2022	IDT	第2条の該当号: 1(形状、型式、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度) 対象事項: NTCサーミスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5101-13	電子機器用固定コンデンサ第13部:品種別通則:固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 13: Sectional specification - Fixed polypropylene film dielectric metal foil DC capacitors	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、誘電体にポリプロピレンフィルムを用い、電極に金属はくを用いた直流用固定コンデンサについて規定したもので、IEC 60384-13:2006を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、技術進歩が目覚ましいため、このような技術の実態に即して試験温度、試験期間などの規定値が改訂され、2020年11月に対応国際規格が改訂された。このような状況からJISにおいても、国際規格と整合させ、最新技術及び市場の実態に即した改正を行う必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・推奨特性において、“推奨耐侯性カテゴリ”及び“定格温度”の“カテゴリ上限温度”を、高耐熱化による定格温度上限値の拡充に対応するため、“+85℃及び+100℃”から“+85℃、+100℃及び+105℃”へ変更する。 ・推奨特性において、“推奨耐侯性カテゴリ”の“恒温恒湿(定常)の試験期間”を、信頼性確認の強化のため“10日、21日及び56日”から“21日及び56日”へ変更する。 ・この規格の親規格のJIS C 5101-1の簡条構成に合わせて、規格全体の構成を改める。	—	IEC 60384-13:2020	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-14	電子機器用固定コンデンサ第14部:品種別通則:電源用電磁障害防止固定コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 14: Sectional specification—Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、電源用電磁障害防止固定コンデンサについて規定したものである。この規格は、対応国際規格IEC 60384-14:2013を基に2014年に改正されたものであるが、その後の測定・試験技術の進展によって、高温・高湿試験、安全性の試験計画などの測定及び試験の試験機関がこの規格の対応国際規格に基づく安全認証を実施している。対応国際規格の変更された箇条構成、最新の測定及び試験手順を反映することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	この規格は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS(例:JIS C 62368-1)に引用されており、また、世界の試験機関がこの規格の対応国際規格に基づく安全認証を実施している。対応国際規格の変更された箇条構成、最新の測定及び試験手順を反映することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“高温高湿(定常)”の型式試験において、規定が不足していた定格電圧印加がある場合及びない場合の両方で試験実施することに改めるとともに、供試品の数を増やす規定とする。 ・“安全性を要求する試験の計画”の一覧表において、試験群0に、メタライズドコンデンサ及び紙コンデンサの安全性の確認強化のため、“誘電正接(tan δ)”試験を追加する。 ・“定格電圧(UR)の選択”において、選択する定格電圧値を個別に規定する現行規格の規定から、一定の定格電圧値の範囲での規定へ変更する。 ・端子絶縁に必要なため、“コンデンサ端子間の沿面距離及び空間距離の測定方法”を、新規に規定として追加する。	—	IEC 60384-14:2023	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5160-1	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサ第1部:品目別通則	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment—Part 1: Generic specification	この規格は、電気及び電子機器用の主に直流に用いる固定電気二重層コンデンサの品質認証他の目的のために、品種別通則及び個別規格に用いる標準用語、検査手順及び試験法について規定する品目別通則である。この規格の対応国際規格IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版が2022年10月に発行された。IEC 62391-1第3版では、“試験及び測定”の規定において、端子強度試験、受動燃焼性試験などで実態に即した規定内容に改訂された。このような状況から、実態に即した適切な試験を実施できるようにするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	対応国際規格の改訂内容を反映することによって、受渡当事者間の意思疎通が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・端子強度試験において、市場の現状に合わせるために、トルク強さを規定している表に、市場で使われているねじ径10及び12mmを追加し、それに対応するトルク厳しき1及び厳しき2をそれぞれ新たに追加する。 ・受動燃焼性試験において、製品体積が12 000mm ³ を超える場合に対応する試験がなかったため、厳しき及び要求事項に、体積が12 000mm ³ を超えるコンデンサでの試験を追加する。 ・現行規格の“5. 試験及び測定”の箇条を、六つの箇条(“5. 試験及び測定のための一般事項”“6. 電気的試験及び測定”“7. 機械的試験及び測定”“8. 環境及び耐候性試験”“9. 部品実装に関する試験”及び“10. 安全性試験”)に分割し分かりやすくする。 ・附属書D(参考)“充電効率及び放電効率並びに測定電流”において、効率算出式を、現行規格では考慮していない場合分け(理想状態の場合及び損失を考慮した場合)”をして、それぞれの場合の式を記載する。	—	IEC 62391-1 :2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5201-2	電子機器用固定抵抗器—第2部:品種別通則:低電力皮膜固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 2: Sectional specification: Low power film resistors with leads for through-hole assembly on circuit boards (THT)	この規格は、リード線端子付き低電力皮膜抵抗器について規定したもので、IEC 60115-2:2014を基にしたものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60115-2は、近年の技術の実態に対応させて製品の寸法許容差の変更、試験ラックへの供試品の取付方法などの規定を追加するなどして2023年に改訂された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ、市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> “アキシャルリード線端子付き抵抗器の推奨形状”の表において、市場の実態を製品寸法及び製品に反映させるため、本体径及び本体長さの寸法許容差を変更し、一部の製品寸法を削除する。 “試料の試験ラックへの取付け”において、取付方法をより明確とするため、試料を搭載したラックの図及びリード部の固定例の図を追加する。 製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き皮膜抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できれば)への要求事項を新たに追加する。 	—	IEC 60115-2:202x	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 低電力皮膜固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5201-4	電子機器用固定抵抗器—第4部:品種別通則:電力形固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 4: Sectional specification: Power resistors for through hole assembly on circuit boards (THT) or for assembly on chassis	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする電子機器用固定抵抗器の品種別通則で、定格電力が1 Wを越え1 000 Wまでの電力で外部環境から保護するための外装又は塗装を施された電力形固定抵抗器について規定したもので、IEC 60115-4:1982を基にしたものである。この規格の対応国際規格は、近年の技術の実態に即して、“室温の耐久性試験”“目視検査”などにおいて、適切な試験条件を追加したり、個別製品規格に対する要求事項などを追加するなど、2020年に改訂がされた。このような状況から、JISにおいても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 電氣的特性の試験“室温での耐久性など”において、試験基板及び試験ラックへの取り付け状態での試験方法など詳細な条件を追加する。 “目視検査”として、個別製品規格に対する要求事項と判断基準とを規定する。 製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き高電力抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できれば)への要求事項を新たに追加する。 	—	IEC 60115-4:2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5402-15-2	電子機器用コネクタ試験及び測定-第15-2部:コネクタ試験(機械的試験)-試験15b:ハウジング内のインサート保持(軸方向)	Connectors for electronic equipment-Tests and measurements-Part 15-2: Connector tests (mechanical)-Test 15b: Insert retention in housing (axial)	この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-15-2:2018を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-15-2:2018では、試験及び測定方法の規定が追加され、また、簡条構成も変更された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことにより、規定の周知を図る必要がある。	この改正によって試験方法、試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験及び測定方法”に、前処理及び後処理の規定を追加する。 ・“最終測定”に試料インサートの変位を記録するという規定を追加する。 ・対応国際規格と規格構成の整合を取り、簡条構成及び規定内容を一致させる。	—	IEC 60512-15-2:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5952-1	光伝送用能動部品-パッケージ及びインタフェース標準-第1部:総則	Fiber optic active components and devices-Package and interface standards-Part 1: General and guidance	2008年に発行されたこのJISは、光伝送用能動部品のパッケージ及びインタフェースの通則について規定したもので、2002年に第1版として発行されたIEC 62148-1(Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 1: General and guidance)を基に作成された。 最新のIEC第2版(2017年)において、簡条4「光能動部品の分類」の光インタフェースに関して、従来の「光ファイバコネクタ形」及び「光ファイバビグテル形」に加え「自由空間光結合形」を追加する改正が行われた。自由空間光結合形は、集積型光部品などで近年多く使用されるようになってきており、光インタフェースの分類に加えることが必須となっていた。この光インタフェースの追加変更に伴い、光インターフェースの種類を識別する「タイプ番号」の変更及びそれに係る仕様の追加が生じ、そのタイプ番号の誤引用を回避するために改正する必要がある。	この改正により、光インタフェースに関する「タイプ番号」の誤引用を回避するだけでなく、対応国際規格に整合させることにより、正しい認知が定着することにより、海外も含めた市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・光能動部品又はデバイスの分類において、“自由空間光結合形”の追加によって生じた「タイプ番号」の追加及び変更をする。 ・光インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。 ・電気インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。	—	IEC62148-1: 2017	IDT	第2条の該当号: 1(種類、型式、構造) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5953-3	光伝送用能動部品—性能標準—第3部:40Gbit/s帯変調器集積形半導体レーザモジュール	Fiber optic active components and devices—Performance standards— Part 3: Modulator-integrated laser diode transmitters for 40 Gbit/s fiber optic transmission systems	この規格は、40 Gbit/s 帯の 2 値光強度変調符号を用いた光伝送システム用変調器集積形半導体レーザモジュールの性能標準について規定している。光アクセス網用の光伝送用能動部品の性能標準として2014年に第2版として発行されたIEC 62149-3:2014 が2020年に改版され、RF反射損失測定周波数定義の見直しなど、業界の実態に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-3 も改正する必要がある。	この規格を改正することにより、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格を見直しする(JIS C 61300シリーズ⇒JIS C 60068シリーズ、MIL-STD-883K⇒MIL-STD-883-1)及び追加(JIS C 61300-2-4)。 ・略号を追加又は削除する。 ・RF反射損失の測定周波数定義を見直し変更する($f \times \text{GHz}$ ⇒光伝送システム要求に基づいて規定)。 ・配線図の誤りを修正する。 ・ピッグテール(引張)強度の試験条件を見直し変更する(引張力を光ファイバ分類に従って規定)。	—	IEC 62149-3:2020及び Corrigendum 1:2021(本規格はIECで改訂中であり、最短で2023年7月にIEC 62149-3:2023として発行される。その際は、その最新版を参照する。)	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C5953-4	光伝送用能動部品—性能標準—第4部:1300 nmギガビットイーサネット用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices—Performance standards— Part 4: 1 300 nm fiber optic transceivers for gigabit Ethernet application	この規格は、ギガビットイーサネットに用いる1300 nm光伝送用トランシーバの性能標準について規定している。1300 nm 帯ギガビットイーサネット用の光伝送用能動部品の性能標準として2010年に第2版として発行されたIEC 62149-4:2010(第1版は、2003年に発行されたIEC 62149-4:2003)が2022年に改版され、絶対最大定格定義の見直し及び光出力(多モードファイバ)仕様値の見直しなど、最新動向に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-4 も改正する必要がある。	この規格を改正することにより、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号及び略号を追加及び修正する。 ・絶対最大定格定義を見直し及び条件を変更する。 ・動作環境及び条件を変更する。 ・機能仕様の項目を削除及び仕様数値を変更する。 ・特性評価試験表の構成を変更、項目を削除、及び判定基準値を見直し変更する。 ・信頼性試験一覧表の構成を変更及び備考を見直し変更する。	—	IEC 62149-4:2022 RLV	IDT	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-3-4	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－4部:検査及び測定方法－損失測定 (現行名称:光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－4部:損失測定)	Fiber optic interconnecting devices and passive components － Basic test and measurement procedures － Part 3-4: Examinations and measurements - Attenuation	この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の損失の測定方法について規定したもので、2001年に第2版に改訂されたIEC 61300-3-4を基に、2011年に制定された。その後、対応国際規格の第3版の改訂(2012年)に合わせ、2017年に改正された。IEC 61300-3-4の第4版(以下、対応国際規格という。)は、2023年1月現在、FDISが承認され、近々発行見込みである。対応国際規格では、用語及び定義の追加、新規に挿入法Dによる光源及びパワーメータ法の追加、附属書(参考)にマルチコアファイバ光部品の測定方法の追加並びにタイプ4供試品の基準測定法を挿入法Cに変更し、代替法をパワーメータ(置換又は挿入法D)に変更された。これらの変更は国内でも必要とされているため、JISの改正が必要である。マルチコアファイバについては、我が国が他国に先駆けて研究開発を進めており、附属書(参考)ではあるが、それを加速するためにも追加する。	この改正によって、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるのと同時に、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”,並びに“略語”を定める簡条を追加する。 ・新LSPM測定法に、挿入法(D)を追加する。 ・マルチコアファイバの挿入損失測定に関することを附属書に追加する。 ・タイプ4 供試品の基準測定法を挿入法(C)に、また、代替測定法をパワーメータ[置換又は挿入法(D)]に変更する。	—	IEC 61300-3-4	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	